

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成29年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものとします。

平成29年2月27日

支出負担行為担当官

東北農政局長 松尾 元

### 1 工事概要

- (1) 工事名 南相馬特定災害復旧事業  
小沢排水機場除塵設備災害復旧工事
- (2) 工事場所 福島県南相馬市原町区小浜地内
- (3) 工事内容 除塵設備工 1式
  - ・除塵機 レーキ回転式 4基
  - ・コンベヤ 水平ベルトコンベヤ 1基
  - ・電気設備 1式付帯設備工 1式
- (4) 工期 平成30年3月23日まで
- (5) 本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の適用工事で、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。  
なお、平成29年3月30日から平成29年3月31日までの期間は、電子入札システムが停止する予定である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 東北農政局における平成29・30年度一般競争参加資格の定期受付において機械器具設置工事の申請を行い受理されている者で、開札時においてその認定がなされているものであること。開札時において機械

器具設置工事に認定されていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として無効とする。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(3)の再確認を受けた者を除く。
- (5) 次に掲げる施工実績を有すること。
  - ① 平成13年4月1日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。

なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また、据付も同様である。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。

なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。
  - ② 同種工事とは、機械器具設置工事（除塵機の製作据付工事に限る。）とする。

ただし、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

  - ① 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「機械器具設置工事業」とする。
  - ② 監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ③ 主任技術者又は監理技術者にあつては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総528号（経）農林水産省東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (11) 工事完成、引渡し後においても設備・製品の保守管理（通常時及び緊急時）の対応が速やかにできる

保守管理体制が会社組織（協会社を含む）として整備されていること。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 施工体制確認型総合評価落札方式の概要

本工事は、標準点（2の競争参加資格の要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（企業評価、技術者評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

#### (2) 評価項目

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 企業評価
- ③ 技術者評価

#### (3) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。
- ② 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
- ③ 「加算点」の算出方法は、(2)の②及び③について評価した結果、得られた評価点数の合計値が入札参加者のうち最も高い者に30点を与える。その他の者は、評価点数の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
- ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（（標準点+施工体制評価点+加算点）/入札価格。以下「評価値」という。）により行う。
- ⑤ 技術者評価について複数の記載がある場合は、評価の低いもので評価するものとする。
- ⑥ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

#### (4) 落札者の決定方法

入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。「評価値」の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回っていないこと。

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部局 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟

東北農政局 総務部 会計課 契約係

電話022-263-1111 内線4032

#### (2) 入札説明書の交付

- ① 交付期間 平成29年2月27日から平成29年4月7日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- ② 交付方法 入札説明書の交付は電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、

あらかじめその旨を③の交付場所へ申し込むこと。なお、入札説明書の交付は、無料とするが、CD-Rによる交換配布とするため、交付希望者は空のCD-R（700MB、48倍速）を持参するものとする。

③ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 平成29年2月28日から平成29年3月9日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日については、午前11時30分までとする。

② 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得て持参又は郵送する場合は、③の提出場所へ提出すること。詳細は、入札説明書によるものとし、ファクシミリによるものは、受け付けない。

③ 提出場所 (1)に同じ。

(4) 入札書の受領期限、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙入札方式により持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切り

平成29年4月10日 午前9時30分

イ 紙入札方式により持参する入札の受領期限及び提出先

a 受領期限 アに同じ。

b 提出先 (1)に同じ。

ウ 郵送による入札の受領期限及び提出先

a 受領期限 平成29年4月7日 午後4時

b 提出先 (1)に同じ。

(5) 開札の日時及び場所

① 開札日時 平成29年4月10日 午前10時30分

② 場 所 東北農政局 第2入札室

## 5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行仙台支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の技術者の確認

① 落札決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更は認められない。

- ② 落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
- (5) 手続における交渉の有無  
無
- (6) 契約書作成の要否  
要 なお、契約日は、平成29年度予算成立日以降とする。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口  
4の(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加  
2の(3)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても4の(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 調査基準価格を下回った場合の契約保証金等  
本工事は、予決令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保の対策を実施する工事である。低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 談合等不正行為があった場合の違約金等
- ① 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ア この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- ウ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- エ この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律

第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- ② 受注者が①の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(12) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

(13) 電子入札について

- ① 電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合は、承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
- ② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- ③ 電子入札システムに係わる運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（東北農政局ホームページ：<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。

(14) 施工体制確認のヒアリングの実施及び追加資料の提出

施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求められることがある。

なお、追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合又は追加資料の記載内容が適正でない場合は、入札を無効とすることがある。

(15) 特別重点調査

調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対しては、特別重点調査を行う。その際、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

(16) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

- ① 低入札価格調査の対象工事となった場合は、低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成18年8月1日付け18経第724号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 発注者の監督強化

施工段階における確認マニュアルについて（平成16年3月31日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

イ 施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費及び現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

ウ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。また、工事現場等における施工体制の点検要領（平成13年4月27日付け13経第180号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び施工体制点検審査マニュアル（平成15年4月11日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

エ 受注者側技術者の増員について

予定価格が2億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の公告の日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置するものとし、低入札価格調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

- a 工事成績70点未満の評定を通知された者
  - b 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
  - c 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者
  - d 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
- ② 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。
- ア 対象工事について、次のaからcの段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。
    - a 施工確認段階
    - b 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
    - c 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
  - イ アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。
    - a 総合評価落札方式の場合  
1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。
    - b 公募型指名競争入札等の場合  
1年間にわたり、当該企業の評価点を3点減ずる。
  - ウ アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。
    - a 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。
    - b 対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。
  - エ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、イと同様の措置を講ずる。
- (17) その他  
詳細は、入札説明書による。

掲示に関する問合せ先

東北農政局 総務部 会計課 契約係 電話022-263-1111（内線4032）

## お知らせ

### 1 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)）を御覧ください。

### 2 東北農政局における公表事項について

東北農政局発注工事に係る発注予定工事等情報公告、施工確保対策、予定価格積算に用いる資材価格等について公表しています。

詳しくは、東北農政局のホームページを御覧ください。

東北農政局ホームページ>申請・お問い合わせ>発注・入札情報、その他公表事項  
（<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>）